

#### 1 事業者の名称及び所在地

名 称 株式会社 村尾組  
代表者 代表取締役社長 村尾 光也  
所在地 東京都福生市大字福生 1213 番地

#### 2 対象事業の名称及び種類

名 称 株式会社 村尾組 五日市工場採石拡張事業  
種 類 土石の採取

#### 3 対象事業の内容の概略

本事業は、現在、東京都あきる野市戸倉において、採石事業を行っている(株)村尾組が、今後 20 年間の具体的な採掘計画を立案し、事業を継続するものである。

既事業区域の採掘許可の採取期間は、平成 23 年までとなっていたが、現在の採取工法等を検討した結果、採掘区域が急峻<sup>しづん</sup>なことから災害防止のため、採石用地の一部について採掘を断念し、平成 20 年 12 月までに採掘期間を短縮した。そこで、平成 21 年より新たに 20 年間の採掘区域を拡張設定して、碎石の生産を継続する事業計画を立案したものである(表 1 参照)。

表 1 対象事業の内容の概要

項目	内容
事業区域の所在地	東京都あきる野市戸倉字盆堀日影清水及び字盆堀谷千ヶ沢
事業区域面積	462,128m <sup>2</sup>
既事業区域	256,678m <sup>2</sup>
拡張区域	205,450m <sup>2</sup>
年間採取量	300,000t
採取期間	20年間
20年間の総採取岩石	6,000,000t
採掘方法	露天階段採掘法(ベンチカット工法)
生産品目	碎石骨材(硬質砂岩)
放流河川名	盆堀川(秋川水系)

#### 4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

環境影響評価書案に対する都民の主な意見書及び事業段階関係市長であるあきる野市長からの意見の件数は、表 2 に示すとおりである。

表 2 意見書等の件数

意見書等	件 数
都民の意見書	1 件
事業段階関係市長の意見	1 件
合 計	2 件

環境影響評価書案に対する都民の主な意見と、それに対する事業者の見解の概要は、表 3 に示すとおりである。

表3 都民の主な意見と事業者の見解の概要

項目	意見の概要	事業者の見解
(1) 事業計画	<p>土地利用計画について 調査計画書では、「事業完了後において創出された平場は、あきる野市などと協議し、跡地の有効活用をはかる。」としているだけで、これでは跡地利用計画とは言えない。事業区域は、現況の1.65倍に当たるので、次に述べる植栽緑地計画と一貫性を持った跡地の有効活用を示していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・跡地利用については、事業完了時期が先であることから、現時点において詳細な計画を策定しておりませんが、事業の完了前に、あきる野市等を交えて、地域に貢献できるような、当該地域に適した利用計画を検討する予定です。</li> </ul>
	<p>採石跡地はほとんど丸裸である 航空写真では、既採石区域は丸裸にされている。さらに、この区域と今後の事業区域の森林は伐採される計画である。こうなると、植栽緑地は20年後でも残留緑地のわずか19%にすぎない。 我々の意見に従って、植栽緑地面積を10年後から1,000㎡増やすことは評価できるが、残留緑地+回復緑地のわずか1.5%に過ぎず、雀の涙程度である。せめて10%程度に増やす必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業では、事業の進捗に伴い徐々に採掘区域内の伐採予定の樹林が減少するため、植物の生育環境及び緑の量が変化することは避けられませんが、各種環境保全に関する計画等にも配慮し、残留緑地への事業の影響を緩和するため、回復緑地を設定すると共に、採掘終了後の残壁犬走り部及び盛土造成部等については、積極的に緑化を行い、樹林の回復を図って参ります。</li> <li>・良質な表土を客土として植栽基盤を整備するとともに、植栽樹種として、現植栽緑地で生育状況の良い肥料木や在来種等を選定するほか、伐採を行う樹林地から根株ごと移植する方法による緑化を併せて行い、早期の樹林化を図ります。</li> </ul>
	<p>緑地化計画がずさん 緑地化計画に、残留緑地を含めたり、伐採予定樹林を含めるのは可笑しい。従って、緑地化率は着工時で、9%、10年後でも22%に過ぎない。地球温暖化防止が待ったなしの瀬戸際に立たされている今日、事業者である村尾組はこんなずさんな緑化計画を改めて、新たな計画を提出する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地については、「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則」に基づき、着手20年後には、残留緑地は事業面積の46.3%、回復緑地2.2%、植栽緑地は9.5%でこれらを合わせて57.9%の緑地を確保する計画となっており、上記基準の緑地率(区域面積の50%以上の面積の緑地(区域面積の30%以上の面積の残留緑地を含む。))を満たした計画となっています。</li> <li>・各種環境保全に関する計画等にも配慮し、残留緑地への事業の影響を緩和するため、回復緑地を設定すると共に、採掘終了後の残壁犬走り部及び盛土造成部等については、積極的に緑化を行い、樹林の回復を図って参ります。</li> <li>・残留緑地は、将来的に広葉樹を中心と</li> </ul>

		<p>する天然林に置換すべく誘導することを基本方針とし、スギ・ヒノキ植林は、当面の目標として、針葉樹と広葉樹が混じった混交林へ誘導していくこととします。なお、林相転換に当たっては、東京都森林事務所が取り組んでいる「色彩豊かな森事業」による施工方法（対象範囲内において 30%程度の小面積伐採を行い、苗木を補植する方法）や、東京都環境局が取り組んでいる「多摩の森林再生事業」による施工方法（30%以上の間伐率で2回間伐を実施）を踏まえて、定期的な間伐と広葉樹の保全・育成を基本とした残留緑地管理計画を策定します。</p>
(1) 事業計画	<p>運搬計画について          調査計画書は、運搬計画について、出荷台数、出荷時間などは「あきる野市採石事業指導要綱」(平成7年9月1日)並びに村尾組があきる野市と締結している「採石事業に対する公害防止協定」に定めたとおりであると述べているが、あきる野市に問い合わせたところ、出荷台数などは定められていないとのことだった。現に評価書案によれば、平成18年11月7日～8日は138台が稼働している。          事業内容によると、年間採取量は、30万トンとのことだが、10トンダンプカーを使用すると、年間3万台の10トントラックが稼働することになる。土曜・日曜・祭日を除きフル稼働したとして、年間の稼働日数は253日となる。運搬経路は五日市町までしか示されていないが、1日120台(往復240台)の10トンダンプが通過する道路沿道では二酸化窒素や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質が大量に排出されることになる。従って、五日市町だけでなくその先の運搬経路を明示して、沿道に及ぼす大気汚染の影響を予測、評価する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷台数は、当社とあきる野市との間で締結している「採石事業に伴う公害防止及び環境保全対策協定書」(平成16年11月)に定められたとおり、出荷台数100台/日以内(年間の稼働日数は300日(土曜日稼働))を厳守します(「環境影響評価書案(資料編)」p12参照)。平成18年11月7日～8日に実施した自動車交通量調査結果は、往復の台数を示しており、調査日の出荷台数は69台でした。</li> <li>・出荷トラックの運搬経路は、五日市から先は碎石の出荷先に応じて分散していくため、周辺地域への沿道大気の影響もこれに伴って分散し小さくなるものと考えています。</li> <li>・出荷トラックは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)」に定められる排出ガス規制基準に適合した車両を使用し、大気汚染物質の発生抑制に努めます。</li> </ul>
大気汚染	<p>降下ばいじんについて          事業所内で39.2t/km<sup>2</sup>/月、周辺地域で、7.5t/km<sup>2</sup>/月とされているが、環境基準値は設定されていないが、おおよその環境上の目安は10.0t/km<sup>2</sup>/月とされているから、事業所内は勿論、周辺地域でも警戒降下量に達している。従って、これを大幅に下げることが必要である。</p>	<p>「道路環境影響評価の技術手法(財団法人道路環境研究所)では、工事用車両の運行に係る降下ばいじんの評価については、参考値として10.0t/km<sup>2</sup>/月という値が示されていますが、この値は工事用車両の運行による寄与分のみを対象とした値でありませぬ。          現況調査結果は破碎・選別及び運搬車両など本事業に関連して生じる降下ばいじんのほか、大気中に浮遊する本事業以外の</p>

<p>大気汚染</p>		<p>降下ばいじんも含む値です。 以下に示す環境保全のための措置を実施するとともに、既事業区域で現在実施している粉じん防止対策は今後も継続して実施して参ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破碎、選別機は建屋で囲む。</li> <li>・ 集塵機及び散水装置を設置する。</li> <li>・ シュート落とし口及びベルトコンベアはカバーで囲む。</li> <li>・ 出荷ダンプトラックの台数は、当社とあきる野市との間で締結している「採石事業に伴う公害防止及び環境保全対策協定書」に定められたとおり、100台/日以内を厳守する（「環境影響評価書案（資料編）」p12参照）。</li> <li>・ 荷台へのシート掛けを必ず行う。</li> <li>・ 清掃車及び清掃員により、道路清掃を行う。</li> </ul>
<p>(3) その他</p>	<p>地球温暖化ガスCO<sub>2</sub>の排出量の推定と削減措置を示すことが必要 「本事業は、土石の採掘区域拡張事業であり、事業の実施中及び事業の完了後において温室効果ガスが発生する環境要因はない。」と述べているが、とんでもない不見識である。 現在の緑地はCO<sub>2</sub>を吸収している。その分をカットした上、各種の掘削・運搬機械からCO<sub>2</sub>が排出されるし、年間30万トンの採石を運搬するダンプカーからも大量のCO<sub>2</sub>が排出される。これらのCO<sub>2</sub>をどのように削減するか、またどのような補償的措置を採るか明示してもらいたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CO<sub>2</sub>については、採石運搬車輛のダンプトラックを全車両排気ガス対策車輛とし、採掘場で使用する重機類についても、排気ガス対策車輛を用いて可能な限りCO<sub>2</sub>の削減に努めます。</li> <li>・ 採掘区域内における立木の伐採は事業の進捗にあわせて段階的に実施し、必要最小限に抑えるとともに採掘終了地は植栽を速やかに行い、緑地の減少を極力抑えるよう配慮します。</li> <li>・ 残留緑地において、現状でほとんど管理等がなされていないスギ・ヒノキ植林の質的な向上を図るため、針葉樹と広葉樹が混じった混交林へ誘導するよう林相転換を行います。これによって、残留緑地の大部分をCO<sub>2</sub>吸収固定能力の高い健全な森林に転換し、温暖化ガス排出の削減に努めることとします。</li> <li>・ 林相転換に当たっては、東京都森林事務所が取組んでいる「色彩豊かな森づくり」や東京都環境局が取組んでいる「多摩の森林再生事業」等の施工方法を踏まえ、定期的な間伐と広葉樹の保全・育成を行って参ります。</li> </ul>

## 5 事業段階関係市長の主な意見と事業者の見解の概要

環境影響評価書案に対する事業段階関係地域市長であるあきる野市長の主な意見と、それに対する事業者の見解の概要は、表4に示すとおりである。

表4 あきる野市長の主な意見と事業者の見解の概要

項目	意見の概要	事業者の見解
(1) 全 般 的 事 項	<p>本件対象事業を行うに当たり、環境関連法令等を遵守し、事故、公害等が発生しないよう配慮すること。また、既に市及び地元自治会との間で、環境保全協定が締結されていることに留意し、意見書等による市民の意見について、十分に検討し、可能な限り環境保全の措置に反映されるよう努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境関連法令等を遵守し、事故、公害等が発生しないよう十分な配慮を行います。</li> <li>・ 既に市及び地元自治会との間で締結している環境保全協定の内容を遵守すると共に、意見書等による市民の意見について十分検討し、可能な限り環境保全の措置に反映します。</li> </ul>
(2) 個 別 事 項	<p><b>騒音・振動</b> 出荷ダンプトラックの走行により発生する道路交通騒音・振動において、予測地点の盆堀中井の1地点であるが、路面状況や周辺環境等による変動をかんがみ、他の地点を含めた上で、予測・評価をされたい。</p> <p><b>生物・生態系</b> 立木の伐採は、更に精査を行い、必要最小限にとどめるとともに、植栽緑地及び残留緑地の管理については、緑地計画(2)植栽緑地及び残留緑地管理計画【環境影響評価書案の概要 p17】のとおり着実にすること。 なお、計画を進めるに当たっては、「あきる野市森林整備計画」も参考にされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷ダンプトラックの走行により発生する道路交通騒音・振動について、路面状況や周辺環境等を考慮し、評価書案で示す予測地点(盆堀中井の1地点)の他の地点でも現地調査を実施し、予測・評価を行う方向で検討します。</li> <li>・ 採掘区域内における立木の伐採は必要最小限に抑え、採掘終了地は植栽を速やかに行い、緑地の減少を極力抑えるよう配慮します。</li> <li>・ 植栽緑地及び残留緑地の管理については、環境影響評価書案に記載した「2)植栽緑地及び残留緑地管理計画」(評価書案 p22~23、概要版 p17 参照)の内容を具体化した緑地管理計画を策定し、着実に実施します。</li> <li>・ 緑地管理計画の策定に当たっては、「あきる野市森林整備計画」を参考とし、当該地域が「水源かん養機能等維持増進森林(水土保全林)」に区分されていることを踏まえ、水源かん養や山地災害の防止機能の維持増進を図るための森林施業に配慮した計画とします。</li> </ul>